

令和6年度広島県飼養衛生管理指導等計画 第Ⅲ章Ⅰの2

令和6年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、めん羊 及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状を確認した場合の早期通報 	県内全域	<p>病原体の侵入リスクを低減するため。 また、疾病発生時に適切な対応を行うため。</p>	令和6年度
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴等の使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・記録の作成及び保管 ・特定症状を確認した場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 ・監視伝染病の発生に備えた対応計画 	県内全域	<p>病原体の侵入リスクを低減するため。 また、疾病発生時に適切な対応を行うため。</p>	令和6年度
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・家きん舎ごとの専用の靴の使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓、消毒及び消毒計画の策定 ・特定症状を確認した場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 ・監視伝染病の発生に備えた対応計画 	県内全域	<p>病原体の侵入リスクを低減するため。 また、疾病発生時に適切な対応を行うため。</p>	令和6年度